

仕 様 書 (案)

1 件 名

区立小学校におけるエデュケーション・アシスタント派遣業務（単価契約）

2 事業目的

区立小学校における第1学年から第3学年（特例配置校については、第4学年から第6学年）のいずれかの学年にいて、授業の質の向上、教員の負担軽減及び学校組織体制の充実を図ることを目的とする。

3 派遣期間

令和7年10月1日から令和7年11月30日まで

※本業務については、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法（以下、「労働者派遣法」という。）第26条第4項の規定による派遣可能期間の制限に抵触する日が令和7年12月1日であるため、契約満了日を令和7年11月30日とする。

ただし、労働者派遣法第40条の2第3項の規定により労働者派遣契約に関する派遣先の事業所単位の期間延長に係る過半数労働組合への意見聴取の結果、派遣可能期間が延長された場合は、最大令和10年3月31日まで更新する。

※契約は単年度ごとに締結し、当該年度の予算が議決され、かつ前年度の履行状況が良好であると認められる場合は、翌年度も同一事業者と契約することができる。

4 派遣場所

板橋区（以下「甲」という。）が指定する板橋区立小学校51校（別紙「板橋区立小学校一覧」のとおり）

5 派遣予定人数

予定人員69人程度

	学校名	人数		学校名	人数
1	板橋区立志村小学校	1人	11	板橋区立新河岸小学校	1人
2	板橋区立志村第一小学校	1人	12	板橋区立富士見台小学校	1人
3	板橋区立志村第二小学校	1人	13	板橋区立蓮根小学校	1人
4	板橋区立志村第三小学校	1人	14	板橋区立蓮根第二小学校	2人
5	板橋区立志村第四小学校	2人	15	板橋区立志村坂下小学校	2人
6	板橋区立志村第五小学校	1人	16	板橋区立北前野小学校	1人
7	板橋区立志村第六小学校	2人	17	板橋区立緑小学校	1人
8	板橋区立前野小学校	2人	18	板橋区立若木小学校	1人
9	板橋区立中台小学校	1人	19	板橋区立板橋第一小学校	2人
10	板橋区立舟渡小学校	1人	20	板橋区立板橋第二小学校	1人

21	板橋区立板橋第四小学校	2 人	37	板橋区立向原小学校	1 人
22	板橋区立板橋第五小学校	1 人	38	板橋区立赤塚小学校	2 人
23	板橋区立板橋第六小学校	1 人	39	板橋区立成増小学校	2 人
24	板橋区立板橋第七小学校	1 人	40	板橋区立赤塚新町小学校	1 人
25	板橋区立板橋第八小学校	1 人	41	板橋区立紅梅小学校	2 人
26	板橋区立板橋第十小学校	2 人	42	板橋区立北野小学校	2 人
27	板橋区立金沢小学校	2 人	43	板橋区立成増ヶ丘小学校	2 人
28	板橋区立中根橋小学校	1 人	44	板橋区立下赤塚小学校	2 人
29	板橋区立加賀小学校	1 人	45	板橋区立徳丸小学校	1 人
30	板橋区立上板橋小学校	1 人	46	板橋区立三園小学校	2 人
31	板橋区立上板橋第二小学校	1 人	47	板橋区立高島第一小学校	1 人
32	板橋区立上板橋第四小学校	1 人	48	板橋区立高島第二小学校	1 人
33	板橋区立常盤台小学校	2 人	49	板橋区立高島第三小学校	1 人
34	板橋区立桜川小学校	2 人	50	板橋区立高島第五小学校	1 人
35	板橋区立弥生小学校	1 人	51	板橋区立高島第六小学校	1 人
36	板橋区立大谷口小学校	1 人			

6 就業日数及び就業時間

(1) 就業日数

年間 32 日。原則月曜日から金曜日（「国民の祝日に関する法律」に定める休日及び年末年始（12 月 29 日から 1 月 3 日まで）を除く。）の中から週 4 日（月 16 日）程度とし、業務の繁忙に合わせ各月の出勤日数を調整することは妨げない。

※土曜授業や学校行事の場合、土曜日、日曜日も勤務となる場合がある。

※項番 3 の派遣期間が延長された場合は、最大 96 日までとする。

※令和 8 年度及び令和 9 年度の実働日数は 192 日とする。

(2) 就業時間

原則午前 9 時 00 分から午後 3 時 00 分の 1 日 6 時間とする。（休憩時間なし）

※時間外労働は 1 日 1 時間 45 分を上限とする。

※時間外労働を行う場合は、45 分（原則午後 3 時 00 分から午後 3 時 45 分）の休憩をとるものとする。

7 業務内容

エデュケーション・アシスタントは、指揮命令者及び指揮命令者が指定する者の指示に従い、以下の業務を行うものとする。

(1) 学年・学級の経営上必要な業務全般の補助

家庭への連絡文書や調査資料の作成補助、提出物の集約、来客対応、出欠確認に係る保護者との連絡・取りまとめ

(2) 子どもからの相談対応や登下校時の見守り

子どもの観察や対応（教員不在時を含む。）、子どもに関する情報共有を行う学年打合せへの出席

(3) 学習・生活指導の補助

教材の準備や、学習・給食・清掃等の指導補助

原則、児童と一緒に教室で給食を食べるものとする

(4) 学校運営も関する業務

学校行事の運営や地域等の外部連携に係る業務補助等

(5) その他、学校長が組織運営にあたり、必要と認める業務

学校長と派遣労働者とで協議の上、決定するものとする

8 責任の程度

役職なし

9 契約方法

契約は1時間当たりの単価契約とする。

予定労働時間

令和7年度	令和8年度	令和9年度
51, 336時間	102, 672時間	102, 672時間

10 派遣料金

(1) 派遣料金は、派遣労働者1人1時間あたりの単価契約とする。なお単価には、通勤手当、労働保険及び社会保険料を含むものとする。

(2) やむを得ない事情により、労働基準法に定める1日8時間又は1週40時間の法定労働時間を超える超過勤務時間が発生した場合には、基本時給の25%割増しとする。

11 算定・支払方法

(1) 算定の際には、実労働時間1時間あたりの単価に派遣労働者一人あたりの実働時間を乗じる。
この際、1ヶ月の合計時間に1時間未満の端数がある場合は、30分未満は切捨て、30分以上は切上げるものとする。

(2) 上記算定の際、円未満の端数が生じた場合はこれを切捨てる。

(3) 派遣元（以下「乙」という。）は、毎月末日で締め、派遣料金を計算し、甲の定める手続きに従い、翌月初日以降に書面をもって甲に請求する。

12 派遣労働者の決定

甲は事前に乙へ必要な派遣人数を知らせ、乙は学校が求める人材について丁寧にヒアリングを実施し、必要な条件を満たす人材の人選・面談等を行ったうえで派遣労働者を決定する。なお、

原則として甲が指定する日より派遣労働者を派遣することとする。

1 3 派遣労働者の条件

- (1) 項番 7 の業務内容を円滑に遂行できる能力を持つ者であって、派遣期間を通して就業でき、業務遂行にあたり健康上支障のない者

※乙は、派遣開始日前までに、対象者の健康状態を確認すること。

- (2) 児童との関わりに適正がある者

1 4 派遣労働者の交代

乙と派遣労働者の雇用関係が解除された場合及び、以下のいずれかの事情が発生した時、または、その他やむを得ない事情があると甲が判断した場合は乙と甲が協議のうえ、甲は派遣労働者の交代を求めることができるものとする。また、交代に要する費用は、乙の負担とする。

- (1) 派遣労働者が業務遂行に必要な能力及び適正を欠いていると甲が判断した場合。
- (2) 派遣労働者が甲の指示命令に従わない場合。
- (3) 派遣労働者が正当な理由なく業務を著しく遅延し、また業務に着手しない場合。
- (4) 業務への取り組み等について著しく誠意を欠くと認められる場合。
- (5) 派遣労働者が小学校において業務を行うに当たり、当該派遣労働者に不適当と認められる事実又は不適当と認められる相当の理由がある場合。
- (6) 児童、保護者、教職員等から派遣労働者の交代の要望があり、当該要望に相当の理由があると区が認める場合。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、甲が派遣労働者の交代を要望することに相当の理由がある場合。

1 5 代替要員の確保

乙は欠勤等の把握を毎日行い、当日の急な欠勤についても欠員とせず、就業時間の開始時刻までに甲に連絡のうえ代替の人員を派遣すること。その際には、同派遣労働者と同等の作業が実施できるよう、乙において業務に係る研修も含めて必要な教育を実施すること。

ただし、甲が代替人員の派遣の必要がないと判断した場合は、この限りではない。

1 6 履行報告

本業務の履行にあたって、毎月、派遣労働者ごとの勤務時間の実績を取りまとめ、甲に報告すること。なお、報告する様式、勤務時間実績以外の報告事項及び本区において履行確認するための検査方法やその結果の通知方法については、契約締結後、協議のうえ決定する。

1 7 個人情報の保護及び秘密の保持

- (1) 乙は、個人情報の取り扱いについて適切な保護措置を講じており、プライバシーマーク又は I S M S 認証を取得していること。プライバシーマーク・I S M S 認証については、継続更新を行っており、現在（契約期間中）も継続して保有していること。

- (2) 乙の就業規則の中に、個人情報保護違反についての懲戒処分が明確に規定されていること。
- (3) 乙及び派遣労働者は、個人情報の保護及び秘密の保持について関係のある法令・条例等や別紙「個人情報を取り扱う労働者派遣契約の特記事項」を遵守すること。また、派遣労働者は、守秘義務に関する誓約書を派遣元に提出すること。
- (4) 交代により期間途中から本業務に従事する派遣労働者についても、上記のとおり対応すること。

1 8 安全及び衛生

甲及び乙は、労働者派遣法第44条から第47条の4までの規定により課された各法令を遵守し、自己に課された法令上の責任を負う。なお、派遣就業中の安全及び衛生については、甲の安全衛生に関する規定を適用することとし、その他については、乙の安全衛生に関する規定を適用する。

1 9 派遣労働者の種類

派遣労働者は、無期雇用派遣労働者または60歳以上の者に限定しない。

2 0 派遣労働者を労使協定対象派遣労働者に限定するか否か

派遣される労働者は、労使協定方式の対象となる派遣労働者に限定しない。

2 1 派遣先が派遣労働者を雇用する場合の紛争防止措置

労働者派遣契約の終了後、甲が当該派遣労働者を雇用する場合は、その雇用意思を事前に乙に通知するものとする。

2 2 労働者派遣契約の解除に当たって講ずる派遣労働者の雇用の安定を図るための措置

(1) 労働者派遣契約の解除の事前の申入れ

甲は、専ら甲に起因する事由により、労働者派遣契約の契約期間が満了する前の解除を行おうとする場合には、乙の合意を得ることはもとより、あらかじめ相当の猶予期間をもって乙に解除の申入れを行うこととする。

(2) 就業機会の確保

甲及び乙は、労働者派遣契約の契約期間が満了する前に派遣労働者の責に帰すべき事由によらない労働者派遣契約の解除を行った場合には、派遣先及び乙において就業をあっせんする等により、当該労働者派遣契約に係る派遣労働者の新たな就業機会の確保を図ることとする。

(3) 損害賠償等に係る適切な措置

甲は、甲の責に帰すべき事由により労働者派遣契約の契約期間が満了する前に労働者派遣契約の解除を行おうとする場合には、派遣労働者の新たな就業機会の確保を図ることとし、これができないときには、少なくとも当該労働者派遣契約の解除に伴い乙が当該労働者派遣に係る派遣労働者を休業させること等を余儀なくされたことにより生じた損害の賠償を行わなければ

ならないこととする。その他甲は乙と十分に協議した上で適切な善後処理方策を講ずることとする。また、甲及び乙の双方の責に帰すべき事由がある場合には、甲及び乙のそれぞれの責に帰すべき部分の割合についても十分に考慮することとする。

(4) 労働者派遣契約の解除の理由の明示

甲は、労働者派遣契約の契約期間が満了する前に労働者派遣契約の解除を行おうとする場合であって、乙から請求があったときは、労働者派遣契約の解除を行った理由を乙に対し明らかにすることとする。

2 3 派遣労働者に係る注意事項

- (1) 勤務時間内は、乙が作成したネームプレートを着用する。
- (2) 就業場所へは、公共交通機関、自転車又は徒歩で通勤する。(自動車の利用は認めない。)
- (3) 複写機は、甲が設置する物品を使用する。
- (4) 用紙類及び事務用品等は、甲が準備する物品を使用する。
- (5) 勤務中における携帯電話等の使用及び撮影・録音行為を禁止する。
- (6) 私物・貴重品等の管理は、派遣労働者各自の責任において行う。
- (7) 制服等の貸与は無いが、公共サービスの従事者としてふさわしい身なりをする。
- (8) 休憩室、更衣室等の利用にあたっては、事前に学校長又は副校長へ申請を行う。
- (9) 派遣労働者は、災害その他の緊急時において、上記業務内容以外の仕事に従事する旨の指示があった場合は、甲の指示に従う。

2 4 派遣元の責務

- (1) 最低賃金法、労働基準法その他関係法令等を遵守する。
- (2) 派遣労働者について、社会保険・雇用保険の加入を適切に行う。
- (3) 乙は、派遣就業に伴う派遣労働者の業務上災害及び通勤途上災害については、労働基準法で定める使用者の責任ならびに労働者災害補償保険法及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律で定める事業主の責任を負い、また、これら手続きについて必要な協力を行わなければならない。
- (4) 派遣労働者が体調不良の場合は、出勤を控えるよう要請するとともに、感染症等にかかった時は、その者の派遣を中止する。
- (5) 派遣労働者が業務を履行するうえで、甲又は第三者に損害を及ぼしたときは、甲の責に帰する場合を除き、乙がその賠償の責を負うものとする。
- (6) 派遣労働者の名簿は、契約締結後速やかに提出すること。なお、派遣労働者に変更が生じる場合は、派遣開始日の10日前までに新たな派遣労働者の名簿を提出すること。

2 5 派遣先責任者及び指揮命令者

- (1) 派遣先責任者：板橋区教育委員会事務局指導室長 富田 和己 TEL03-3579-2615

(2) 指揮命令者：各小学校長 ただし、副校長又は学級担任が代わって指揮する場合がある。

	学校名	役職	氏名	電話番号
1	板橋区立志村小学校	校長	佐久間 康弘	03-3969-8418
2	板橋区立志村第一小学校	校長	高橋 宏彰	03-3960-8561
3	板橋区立志村第二小学校	校長	木村 高一郎	03-3969-8631
4	板橋区立志村第三小学校	校長	福井 みどり	03-3961-1562
5	板橋区立志村第四小学校	校長	木須 和広	03-3966-3542
6	板橋区立志村第五小学校	校長	島田 朋子	03-3932-6347
7	板橋区立志村第六小学校	校長	渡邊 民雄	03-3960-4177
8	板橋区立前野小学校	校長	松原 貴志	03-3969-4501
9	板橋区立中台小学校	校長	河毛 哲郎	03-3932-6327
10	板橋区立舟渡小学校	校長	相澤 紀夫	03-3969-8405
11	板橋区立新河岸小学校	校長	金子 陽子	03-3936-8521
12	板橋区立富士見台小学校	校長	川勝 肇恵	03-3969-8408
13	板橋区立蓮根小学校	校長	芦谷 佳容	03-3969-8401
14	板橋区立蓮根第二小学校	校長	日向 須真子	03-3967-2282
15	板橋区立志村坂下小学校	校長	磯 茂子	03-3932-6365
16	板橋区立北前野小学校	校長	星野 由紀子	03-3969-8415
17	板橋区立緑小学校	校長	市之瀬 輝明	03-3937-4581
18	板橋区立若木小学校	校長	水谷 知由	03-3932-6325
19	板橋区立板橋第一小学校	校長	荻久保 剛正	03-3961-0100
20	板橋区立板橋第二小学校	校長	小澤 裕行	03-3961-0200
21	板橋区立板橋第四小学校	校長	堀内 祐子	03-3961-0422
22	板橋区立板橋第五小学校	校長	西谷 秀幸	03-3956-8124
23	板橋区立板橋第六小学校	校長	福田 大介	03-3956-8101
24	板橋区立板橋第七小学校	校長	土性 知法	03-3956-8114
25	板橋区立板橋第八小学校	校長	今田 喜紀	03-3963-4181
26	板橋区立板橋第十小学校	校長	野崎 徳道	03-3956-8110
27	板橋区立金沢小学校	校長	神保 幸次郎	03-3962-2361
28	板橋区立中根橋小学校	校長	東 みどり	03-3962-5511
29	板橋区立加賀小学校	校長	本間 篤子	03-3962-6445
30	板橋区立上板橋小学校	校長	鶴田 章子	03-3972-1661
31	板橋区立上板橋第二小学校	校長	高野 康弘	03-3956-8111
32	板橋区立上板橋第四小学校	校長	山藤 知子	03-3932-6317
33	板橋区立常盤台小学校	校長	齋藤 一裕	03-3969-4601
34	板橋区立桜川小学校	校長	八代 麻子	03-3956-8106
35	板橋区立弥生小学校	校長	木村 道人	03-3956-8116
36	板橋区立大谷口小学校	校長	宮澤 竜太郎	03-3956-8108
37	板橋区立向原小学校	校長	飯田 秀男	03-3956-8134

38	板橋区立赤塚小学校	校長	吉川 裕一	03-3939-0047
39	板橋区立成増小学校	校長	小松 健	03-3930-0172
40	板橋区立赤塚新町小学校	校長	阿井 隆	03-3977-7811
41	板橋区立紅梅小学校	校長	小宮 孝之	03-3932-6368
42	板橋区立北野小学校	校長	中川 久亨	03-3933-6161
43	板橋区立成増ヶ丘小学校	校長	高野 剛一	03-3930-2070
44	板橋区立下赤塚小学校	校長	菊池 宏一	03-3939-0396
45	板橋区立徳丸小学校	校長	稲木 努	03-3934-1888
46	板橋区立三園小学校	校長	和田 幹夫	03-3930-8934
47	板橋区立高島第一小学校	校長	平松 隆行	03-3939-2091
48	板橋区立高島第二小学校	校長	梶田 佳江	03-3936-1561
49	板橋区立高島第三小学校	校長	丸山 悦子	03-3938-5173
50	板橋区立高島第五小学校	校長	川田 知子	03-3975-6823
51	板橋区立高島第六小学校	校長	寺内 崇	03-3935-2550

2.6 派遣元責任者

派遣元責任者：

2.7 派遣労働者からの苦情申し出窓口、苦情処理方法

(1) 苦情の申し出窓口

派遣先：板橋区教育委員会事務局指導室学習支援係長 才本 聖之 TEL03-3579-2615

派遣元：

(2) 処理方法

上記（１）で定めた者が苦情の申し出を受けた場合は直ちに双方の責任者に連絡をし、当該責任者が中心となって誠意をもって遅延なく適切な処理を行い、その結果を派遣労働者に通知することとする。

2.8 その他

- （１）乙は、職員としての守秘義務、不祥事防止、個人情報保護、ハラスメント防止をはじめとする諸規定についての研修を、派遣開始前に実施するものとする。
- （２）乙及び派遣労働者は、就業する業務に関係のある法令、条例、規則及びマニュアル等を熟知し、遵守すること。
- （３）派遣労働者は、区の風紀を乱し、又は区民の信頼を損なうことのないよう、接遇、服装等に十分の注意を払い業務を行うものとする。
- （４）甲は、派遣労働者に金銭、有価証券その他貴重品の取扱いをさせないものとする。ただし、業務上必要がある場合には、乙所定の覚書を締結するものとする。
- （５）乙は常に従事者の健康管理に留意のうえ、健康状態を把握し、業務に支障がないようにすること。

- (6) 乙は本契約の履行にあたり、事故が発生した場合には、直ちにその状況を甲に報告し、指示を受けなければならない。
- (7) 本仕様書に定めのない事項については、甲乙協議のうえ決定する。

2.9 担当

教育委員会事務局 指導室 学習支援係 担当：福田

連絡先：03-3579-2615

別紙「板橋区立小学校一覧」

	学校名	所在地	電話番号
1	板橋区立志村小学校	板橋区志村 2-16-3	03-3969-8418
2	板橋区立志村第一小学校	板橋区泉町 17-1	03-3960-8561
3	板橋区立志村第二小学校	板橋区志村 1-7-1	03-3969-8631
4	板橋区立志村第三小学校	板橋区清水町 83-1	03-3961-1562
5	板橋区立志村第四小学校	板橋区小豆沢 4-13-1	03-3966-3542
6	板橋区立志村第五小学校	板橋区西台 3-38-23	03-3932-6347
7	板橋区立志村第六小学校	板橋区坂下 2-18-1	03-3960-4177
8	板橋区立前野小学校	板橋区前野町 6-40-1	03-3969-4501
9	板橋区立中台小学校	板橋区中台 1-9-7	03-3932-6327
10	板橋区立舟渡小学校	板橋区舟渡 3-6-15	03-3969-8405
11	板橋区立新河岸小学校	板橋区新河岸 1-3-1	03-3936-8521
12	板橋区立富士見台小学校	板橋区前野町 1-10-1	03-3969-8408
13	板橋区立蓮根小学校	板橋区蓮根 3-10-1	03-3969-8401
14	板橋区立蓮根第二小学校	板橋区蓮根 3-15-5	03-3967-2282
15	板橋区立志村坂下小学校	板橋区相生町 26-14	03-3932-6365
16	板橋区立北前野小学校	板橋区前野町 5-44-3	03-3969-8415
17	板橋区立緑小学校	板橋区中台 3-27-1	03-3937-4581
18	板橋区立若木小学校	板橋区若木 1-14-1	03-3932-6325
19	板橋区立板橋第一小学校	板橋区氷川町 13-1	03-3961-0100
20	板橋区立板橋第二小学校	板橋区板橋 2-52-1	03-3961-0200
21	板橋区立板橋第四小学校	板橋区板橋 4-9-13	03-3961-0422
22	板橋区立板橋第五小学校	板橋区中丸町 19-1	03-3956-8124
23	板橋区立板橋第六小学校	板橋区大山町 13-1	03-3956-8101
24	板橋区立板橋第七小学校	板橋区大山金井町 31-1	03-3956-8114
25	板橋区立板橋第八小学校	板橋区双葉町 42-1	03-3963-4181
26	板橋区立板橋第十小学校	板橋区大谷口上町 43-1	03-3956-8110
27	板橋区立金沢小学校	板橋区加賀 2-2-1	03-3962-2361
28	板橋区立中根橋小学校	板橋区栄町 14-1	03-3962-5511
29	板橋区立加賀小学校	板橋区稻荷台 23-1	03-3962-6445
30	板橋区立上板橋小学校	板橋区東山町 47-3	03-3972-1661
31	板橋区立上板橋第二小学校	板橋区小茂根 1-14-1	03-3956-8111
32	板橋区立上板橋第四小学校	板橋区上板橋 1-3-1	03-3932-6317
33	板橋区立常盤台小学校	板橋区常盤台 1-6-1	03-3969-4601
34	板橋区立桜川小学校	板橋区東新町 2-29-1	03-3956-8106
35	板橋区立弥生小学校	板橋区弥生町 19-1	03-3956-8116
36	板橋区立大谷口小学校	板橋区大谷口北町 21-1	03-3956-8108
37	板橋区立向原小学校	板橋区向原 2-34-1	03-3956-8134

38	板橋区立赤塚小学校	板橋区赤塚 3-1-22	03-3939-0047
39	板橋区立成増小学校	板橋区成増 1-11-1	03-3930-0172
40	板橋区立赤塚新町小学校	板橋区赤塚新町 3-31-1	03-3977-7811
41	板橋区立紅梅小学校	板橋区徳丸 8-10-1	03-3932-6368
42	板橋区立北野小学校	板橋区徳丸 3-23-1	03-3933-6161
43	板橋区立成増ヶ丘小学校	板橋区成増 3-17-7	03-3930-2070
44	板橋区立下赤塚小学校	板橋区赤塚 6-14-1	03-3939-0396
45	板橋区立徳丸小学校	板橋区徳丸 1-21-1	03-3934-1888
46	板橋区立三園小学校	板橋区三園 1-24-1	03-3930-8934
47	板橋区立高島第一小学校	板橋区高島平 7-24-1	03-3939-2091
48	板橋区立高島第二小学校	板橋区高島平 2-25-1	03-3936-1561
49	板橋区立高島第三小学校	板橋区高島平 4-21-1	03-3938-5173
50	板橋区立高島第五小学校	板橋区高島平 3-11-1	03-3975-6823
51	板橋区立高島第六小学校	板橋区高島平 1-50-1	03-3935-2550